

生活保護制度の居住地特例に関する改正について慎重な検証と必要な見直しを求める意見書

生活保護制度は、日本国憲法第25条に基づき、国民の生存権を保障する最後のセーフティネットであり、誰一人取り残さない社会を実現するための重要な制度である。とりわけ、生活に困窮する方々の命と暮らしを守る根幹的な仕組みとして、国と地方が連携しながら適切に運用されることが求められている。

これまで生活保護行政は、地方公共団体が実施主体として、地域の実情に応じたきめ細かな支援を行ってきた。福祉事務所におけるケースワークは、単なる給付事務にとどまらず、自立支援や就労支援、子どもの貧困対策、関係機関との連携など、包括的な支援の中心的役割を担っており、地域に根差した支援体制の構築に大きく寄与してきたところである。

しかしながら、令和7年4月、生活保護受給者や、これから生活保護を申請しようとする者が、他の市区町村にある介護保険施設や有料老人ホーム等に転居する場合、転居前の居住地である自治体が保護費を負担するという居住地特例について、その対象範囲を特定施設入所者全体に拡大する改正が施行された。このことにより、生活保護受給者の前住所の把握など多くの事務負担が生じており、支援の継続性や迅速性の確保、きめ細かなケース対応に支障を来す懸念がある。

とりわけ、実施主体や事務の在り方が変わることで、相談窓口が分かりにくくなることや、支援の空白が生じることがあってはならない。生活保護は、制度利用者の生活と直結するものであることから、現場の実情や利用者への影響について丁寧な検証を行い、必要に応じて柔軟に見直していく姿勢が重要である。

住民に最も身近な基礎自治体の役割は尊重されるべきであり、制度の運用に当たっては、十分な財政措置及び人的支援を講ずることが求められる。

よって、本市議会は、国に対し、生活保護制度の居住地特例に関する改正について、現場や自治体の意見を丁寧に聴取するとともに、その影響を十分に検証し、制度利用者に不利益が生じることのないよう、必要な見直し及び改善を行うよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年3月24日

内閣総理大臣
総務大臣
厚生労働大臣 殿
衆議院議長
参議院議長

座間市議会議長 松橋淳郎